



18春闘勝利!!

中央闘争ニュース

2018年2月26日

第 2 号

郵政ユニオン

中央執行委員会

2月19日、「65歳を雇用の上限とする期間雇用社員等の就業規則の一部削除を求める要求書」再交渉を行う!

「時代遅れの回答」を強く批判～要求書は「対立整理」～



「65歳要求書」について中央本部は、1月17日の交渉において会社回答を納得いくものではないとし再検討を求めてきました。これに基づいて2月19日、第1回賃金交渉終了後、再交渉を行いました。会社は再検討の結果として「現状として65歳を一定の目安とすることは適正であると考えており、その運用についても間違っていないと考えている。従って、現時点では、早急に変更できない」

と「1・17回答」の考え方から一步も出ない回答を行いました。

中央本部はこれに対し「きわめて不誠実、残念な回答」とし、意見表明を行ないました。

意見表明はまず、2月16日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」を示し、「65歳以上を一律に『高齢者』とみる一般的な傾向は現実的なものではなくなりつつある…意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることが必要」と強調されていることを指摘しました。

次に2018年度版「経労委報告」を示し、「高年齢者雇用安定法に定める雇用確保措置は65歳までであるが、その後も引き続き雇用され、培ったスキルと経験等を活かして活躍している者が多い」との認識を紹介。会社の回答は政府の指針、経営側の現状認識からもかけ離れた時代遅れのもの、と批判しました。

意見表明に対し会社は、「政府等で諸々の検討がなされていることは認識しており、今後も議論は深まるだろう。今後とも世の中の動きを注視し、施策を講じていく」とコメントしましたが、回答の域を出ることはしませんでした。

中央本部は最終判断として、引き続き政府における検討、情勢等を踏まえ今後とも継続して論議していくことを表明し、要求書については対立のままいったん「整理」としました。

2018年西日本春闘討論集会在、 2月17～18日開催される

会場となった北九州市、真鶴会館には、関西、中国、四国、九州から100人以上が集まり、大いに討論を深めました。

郵政ユニオンからは、近畿、中国、九州各地本から、組合員が参加、2日間の討論に加わりました。北九州卸売市場で働く、パート社員4人が通勤・皆勤手当の格差を争っていた労契法20条裁判で、2月1日、福岡地裁小倉支部は「手当の格差は違法」と原告勝利判決を出しました。当該の全国一般九水商事分会からホットな闘争報告がありました。



正社員には1万円、パート社員には5千円の通勤手当が定額で支払われていました。「正規、非正規で交通費が違うのか、ガソリン代が違うのか」と、是正を求めたところ、会社は就業規則を改め、正社員の通勤手当を5千円に引き下げて、格差を無くしたというのです。一方で正社員の基本給を5千円アップさせました。

同時に、全員にあった皆勤手当5千円をパート社員のみ廃止し、徹底的な非正規差別に対し、組合は裁判に立ち上がったと報告がありました。

郵政ユニオンからは、郵政20条裁判原告の中国地本・岡崎さんが報告。「非正規の格差是正、均等待遇を求めるたたかいは、現在の公民権運動だ」と力強くアピールし、裁判への支援連帯を訴えてきました。

福島原発被ばく損害賠償裁判をたたかう、あらかぶさん、鹿児島で、解雇・強制帰国の危険にさらされているベトナム人実習生、JAL争議団などからアピールがありました。

あわせて、郵政ユニオンの運動が、北九州で組織の枠を超えてユニオン運動、市民運動に大きな役割を果たしていることが報告されました。

郵政20条裁判の格差を許さない運動の押上げと

「3年連続のベアゼロは許さない」全員参加の春闘を！



昨年、トール社の減損処理には約4000億円も出す一方で、郵政グループ3社は株主・投資家へ中間25円・期末25円の1株当たり50円の株主配当を行ないました。それだけの収益をもたらしたのは、正規・非正規を問わず全社員のがんばり以外の何ものでもありません。しかし、社員には2年連続のベアなしでした。社員の貢献に報い、モチベーションを高めるためにも、大幅賃上げ・大幅増員・

処遇改善を会社に求めるのは労働者として当然の権利です。

本部は今後の交渉に全力をあげてとりくみます。西日本での勝利判決を確信に、東日本の4月19日結審へ向け支援を広げるとともに、職場から、18春闘勝利に向けて、全員参加の運動を進めていきましょう！